



県外土砂で埋立て等を行う場合、事前の届出が必要になります

○語句の説明

- ・土砂等…土、砂利、岩石等のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいいます。
- ・埋立て等…土砂等による土地の埋立て（くぼ地、池沼、掘さく地その他のくぼんだ土地を埋めることで、盛土以外のもの）、盛土（土地の上に更に土砂等を盛って土地を高くすること）、土地への土砂等のたい積行為（一時的に土砂等をたい積する行為を含む。）をいいます。

【土地の埋立て等を規制します】

最近、県内外で、県外土砂を持ち込んだ土地の埋立て等による土壌汚染、災害の発生、産業廃棄物を混入した土砂等の不法投棄など、様々な問題が発生しています。佐伯市でも県外土砂の安全性に対する住民の不安の声が高まり、昨年、埋立て等を規制する条例の制定を求める要望書も提出されました。そこで市では関係機関と協議しながら、土地の埋立て等による土壌汚染や災害の発生を防ぐ目的で「佐伯市埋立て等規制条例」を制定しました。

この条例の施行により、今年4月1日から、土地を埋め立てる場合は次のルールを守

佐伯市では、土地の埋立て等による土壌汚染や災害の発生を防ぐ目的で、「佐伯市埋立て等規制条例」を制定しました。この条例は今年4月1日から施行され、500㎡以上の土地を埋め立てるときは、地域住民等への事前説明や、市への届出などが必要となります。

つていただくこととなります。なお、産業廃棄物やごみなどによる埋立て等は、他の法律で規制されていますので、この条例の対象外となります。

【周辺住民等への事前周知】

土砂等により、500㎡以上の土地の埋立て等を行う場合、土地を所有する人または借りている人等は、隣接する土地の所有者や周辺住民等に対し、あらかじめ説明を行ったり、お知らせ掲示板を掲示したりしなければなりません。説明すべき内容は、埋め立てる規模や、埋める土砂等の内容などについてです。ただし、この周知義務は、自分の間、県外で発生した土砂等を用いて埋め立てる場合に限りません。

【市への届出義務】

500㎡以上（1年以内に埋め立てた土地の面積を合算したものを含む。）の土地で埋立て等を行う場合、市への届出が義務づけられます。

ただし、当分の間は、県外で発生した土砂等を用いる場合に限り届出が必要で、県内土砂による埋立て等は、届出をしなくてもよいことになっています。

※県外で発生し、一時的に県内の他所に置いた土砂は県外土砂の扱いになります。

また、500㎡以上の埋立て等であっても、非常災害のために応急措置として行う埋立て等や、資材等のたい積など、例外として届出の必要がない場合があります。

※なお、面積のほかに体積も届出の対象となるように、引き続き検討をしています。

【届出の要領】

事前に隣接する土地の所有者や周辺住民等に必要な説明等を行った後、市役所に届出を行います。

〈届出義務者〉

埋立て等を行う土地を所有する人、または土地を借りている人等です。

〈届出の主な内容〉

- 土地の所在地、面積、所有者
- 目的、種別
- 施工方法の概要
- 施工期間
- 工事施工者
- 埋立て等に用いる土砂等の採取場所、種類（証明書が必要）
- 土砂等の搬入量
- 埋立て等に用いる土砂等の分析結果（地質分析結果証明書）
- 周辺住民等への事前説明会等報告書

〈審査等〉

届出内容の審査は、市が行います。問題がなければ届出書の提出から10日を過ぎれば埋立て等に着手できます。問題があれば、市が計画の変更または中止を命じることがあります。

〈届出書類の縦覧〉

届出をした人は、自宅または現場事務所、市に提出した届出書類の写し等を周辺住民や利害関係を有する人が縦覧（自由に見ること）できるようにしなければなりません。その期間は、埋立て等が行われている期間中です。

【市への報告・立入検査等】

市は必要に応じて、届出義務者及び工事施工者に対し、

土壤汚染の状況等の報告を求めるとや、立入検査等を行うことができます。

なお、報告の求めや立入検査等は、埋立て等の規模、土砂等の発生場所に関わらず行うことができます。

【措置命令等】

土壤汚染環境基準及び工事施工基準に適合しない埋立て等が行われ、またはそのおそれがある場合には、市は必要に応じて、届出義務者及び工事施工者に対し、基準に適合させる措置を命じることがあります。場合によっては、工事の中止を命じることがあります。

なお、措置命令等は埋立て等の規模、土砂等の発生場所に関わらず行うことができます。

【罰則等】

必要な届出を行わない場合や、市の命令や指導に従わない場合には、違反事実を公表することがあるほか、下表のとおり懲役、または罰金の罰則を受ける場合があります。

【届出、問い合わせ先】

生活環境課生活環境係（本庁第4庁舎1階、☎②3995）

佐伯市埋立て等規制条例で定めた罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	届出、変更届出をせずに埋立て等に着手した者
	届出、変更届出に対する中止命令に違反して埋立て等に着手した者
	措置命令、中止命令に違反した者
5万円以下の罰金	届出、変更届出、計画変更命令に伴う変更届出、地位承継届出、完了（中止）届出において虚偽の届出をした者
	計画変更命令に伴う変更届出をせずに埋立て等に着手した者
	着手制限の期間内に埋立て等に着手した者
	地位承継届出、完了（中止）届出をしなかった者
	報告の求めに対し、その報告をしなかった者または虚偽の報告をした者
	立入検査等を拒み、妨げ、または忌避した者
	立入検査等の質問に対して答弁しなかった者または虚偽の答弁をした者